

第2号から第3号へ移行する際の実習先変更支援の実施

1. 第3号技能実習への移行希望技能実習生の実習先の変更

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生には、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択する機会が与えられています。

2. 実習先変更に係る監理団体の努力義務について

技能実習生の職業紹介事業者である監理団体は、第3号技能実習に移行を希望する技能実習生からの新たな実習実施者での技能実習を希望する申し込みについては、全て受理しなければなりません（技能実習法第27条第2項、雇用対策法第2条、職業安定法第5条の6）。

監理団体は、技能実習生がその適正、能力、経験、技能の程度等にふさわしい実習実施者を選択できるよう努力する必要があります。

3. 実習先変更に対する支援について

外国人技能実習機構は、第3号技能実習に移行する技能実習生の円滑な実習先の変更を支援します。

このため、機構では「実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設し、対象となる技能実習生に対して技能実習生の受け入れを希望している監理団体の情報を提供します。

- ・ 本サイトを利用するためには、利用者登録が必要です。詳細は、「実習先変更支援サイト」をご確認ください。



外国人技能実習機構 (OTIT)

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
03-6712-1965 機構HP：<http://www.otit.go.jp/>